

新旧対照表

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) (略)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設又は同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）

次号及び第4号に掲げる事項

(3)・(4) (略)

2 (略)

旧（改正前）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) (略)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設又は同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）

次号及び第4号に掲げる事項

(3)・(4) (略)

2 (略)

